

塩竈市長 佐藤 昭 殿

塩竈市監査委員 高橋 洋一
塩竈市監査委員 菊地 進

資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、平成27年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

記

- 1 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計
 - ・市立病院事業会計
 - ・水道事業会計
- 2 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（以下「法非適用企業」という。）に係る特別会計
 - ・交通事業特別会計
 - ・魚市場事業特別会計
 - ・下水道事業特別会計
 - ・漁業集落排水事業特別会計

平成 27 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 28 年 8 月 2 日から同年 8 月 22 日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
1	市立病院事業会計	—	20.0
2	水道事業会計	—	20.0
3	交通事業特別会計	—	20.0
4	魚市場事業特別会計	—	20.0
5	下水道事業特別会計	—	20.0
6	漁業集落排水事業特別会計	—	20.0

資金不足比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく資金不足比率の状況は次のとおりである。

1 地方公営企業（法適用企業）の資金の状況

地方財政健全化法の算定方法
法適用企業の資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

- ・ 資金不足額
(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)
－ 解消可能資金不足額
- ・ 事業規模
営業収益の額－受託工事収益の額

(単位：千円、%)

特 別 会 計 の 名 称	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率
1 市立病院事業会計				
(1) 資金不足額 (①＋②－③)－④	△9,128	0	△9,128	皆増
①流動負債 *1	572,699	792,230	△219,531	△27.7
②建設改良費等以外の地方債の残高*2	0	0	0	-
③流動資産 *3	581,827	598,985	△17,158	△2.9
④解消可能資金不足額	0	193,245	△193,245	皆減
(2) 事業の規模 ⑤－⑥	2,509,011	2,340,523	168,488	7.2
⑤営業収益	2,509,011	2,340,523	168,488	7.2
内訳 医業収益	2,509,011	2,340,523	168,488	7.2
⑥受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	△0.36	0.00	△0.36	-

2 水道事業会計				
(1) 資金不足額 (①+②-③)-④	△1,444,890	△1,373,176	△71,714	5.2
①流動負債 *1	265,676	221,638	44,038	19.9
②建設改良費等以外の地方債の残高*2	0	0	0	-
③流動資産 *3	1,710,566	1,594,814	115,752	7.3
④解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ⑤-⑥	1,506,426	1,542,457	△36,031	△2.3
⑤営業収益	1,507,568	1,543,325	△35,757	△2.3
内訳 営業収益	1,507,568	1,543,325	△35,757	△2.3
⑥受託工事収益	1,142	868	274	31.6
内訳 給水工事収益	1,142	868	274	31.6
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	△95.91	△89.02	△6.89	-

※ 資金不足額及び資金不足比率はマイナスのため資金不足は生じていない。

*1 算出式：流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－控除引当金等－PFI 建設事業費等

*2 算出式：建設改良・準建設改良費以外の財源に充てるための地方債の決算における残高－当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高

*3 算出式：流動資産の額－控除財源－控除額＋貸倒引当金

2 地方公営企業（法非適用企業）の資金不足比率

地方財政健全化法の算定方法
法非適用企業の資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

・資金不足額

(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

・事業規模

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(単位：千円、%)

特別会計の名称	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率
1 交通事業特別会計				
(1) 資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	-
① 繰上充用額	0	0	0	-
② 支払繰延・事業繰越額等	0	0	0	-
③ 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	89,589	83,898	5,691	6.8
④ 営業収益に相当する収入額	89,589	83,898	5,691	6.8
内 事業収入	89,589	83,898	5,691	6.8
⑤ 受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100	0	0	0	-
2 魚市場事業特別会計				
(1) 資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	-
① 繰上充用額	0	0	0	-
② 支払繰延・事業繰越額等	0	0	0	-
③ 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	64,332	59,108	5,224	8.8
④ 営業収益	64,332	59,108	5,224	8.8
内 使用料等	64,332	59,108	5,224	8.8
⑤ 受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100	0	0	0	-
3 下水道事業特別会計				
(1) 資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	-
① 繰上充用額	0	0	0	-
② 支払繰延・事業繰越額等	0	0	0	-
③ 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	1,992,975	2,050,604	△57,629	△2.8
④ 営業収益	1,992,975	2,050,604	△57,629	△2.8
内 使用料等	1,992,975	2,050,604	△57,629	△2.8
⑤ 受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100	0	0	0	-
4 漁業集落排水事業特別会計				
(1) 資金不足額 (①+②)-③	0	0	0	-
① 繰上充用額	0	0	0	-
② 支払繰延・事業繰越額等	1,879	2,186	△307	△14.0
③ 解消可能資金不足額	1,879	2,186	△307	△14.0
(2) 事業の規模 ④-⑤	2,306	2,106	200	9.5
④ 営業収益	2,306	2,106	200	9.5
内 使用料等	2,306	2,106	200	9.5
⑤ 受託工事収益	0	0	0	-
資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100	0	0	0	-